

## 種 脱 相 対

### —末法救済の大白法—

今回は種脱相對について述べます。これは五重の相對の第五、また三重秘傳（第一重は權實相對、第二重は本迹相對、第三重は種脱相對）の第三の法門に当たり、大聖人独自の教判における最奥の法門です。

この相對は、法華經本門における文上脱益の法・仏と、文底下種益の法・仏の法体との比較であり、そこには在世脱益の機と、末法下種益の機との比較相對を含みます。すなわち、大聖人の出世の本懷、上行所顯の法門を明らかにし、釈尊佛法との相異を示すのがこの相對判の意とするところです。

### 種熟脱の三益

種熟脱の三益とは、法華經において仏が衆生を化導する始終を説き明かしたもので、下種益、熟益、脱益のことを言います。

下種益とは仏になる種子を衆生の心田に下すことで、熟益とは過去において下された仏種を成長させて機根を調熟させることです。脱益とは下種された仏種が成長し終わって実を結び、得脱して仏の境界に至ることです。

この種熟脱には、迹門の三益、本門の三益、文底下種の三益の三種があります。

①迹門の三益は、法華經『化城喻品第七』に説かれる三益のことで、三千塵点劫における大通智勝仏の十六王子による法華覆講を下種とし、中間・今日の爾前四十余年を熟益とし、法華經迹門の開三顯一の説法による得脱を脱益とするものです（熟益仏法）。

②本門の三益は、法華經『如来寿量品第十六』に説かれる三益のことで、久遠を下種とし、三千塵点劫の大通智勝仏及び爾前四十余年と法華經迹門までを熟益とし、本門寿量品に至って得脱することを脱益とするものです（脱益仏法）。

なお、この迹門の三益・本門の三益は共に、過去に下種を受けた本已有善の衆生に対する三益です。

③文底下種の三益は、過去において未だ下種を受けていない本未有善の衆生に対するもので、それらの衆生が久遠元初の本法たる本因下種の妙法を下種されることにより、正直に受持信行する順縁の衆生は熟・脱の二益を同時に具え、直ちに得脱することを示したものです（下種仏法）。

## 能説の教主（仏）の相違

種脱の相違を明らかにするため、初めに、法を説く教主について述べると、釈尊は『寿量品』において、五百塵点劫の久遠を開顕し、仏になるための本因本果を示されました。しかし、これは五百塵点劫という有限に即した無限の仏の寿命で、それ以前は法華経『寿量品』に、

「我本菩薩の道を行じて」（法華経 四三三<sup>㊦</sup>）

と説かれているように、菩薩としてその本因の修行をしていたことが明かされています。

天台は当文を、円教の菩薩行により、初住位に登って常住の境界を開いた時を指すと釈しています。しかし、初住の位に登るためには、前々における円教の修行を要します。これこそ本因初住の当文の文底に秘沈された久遠元初の名字即の凡夫本仏として、三世諸仏の出生の根源である本因下種の妙法を直ちに修行し覚道された姿であり、真の事の一念三千の法体なのです。

ですから、『寿量品』の文上に説かれる久遠五百塵点劫成道の釈尊は、本果脱益の仏と言ひ、久遠元初・本因下種の本仏から見れば垂迹化他の仏であり、劣るのです。

大聖人は『三世諸仏総勘文抄』・『当体義抄』・『三大秘法抄』に、必ず「当初」の二字を用いて、五百塵点劫の久遠と、久遠元初の本地の相違を明確に示されています。

また脱益の教主は、本已有善の機情に随順する故に、常に色相莊嚴の尊形の姿をもって化導します。これを本果妙の仏と言います。これに対して下種の教主は、『総勘文抄』等に示されるように、久遠元初に名字即の凡夫のまま即座に悟りを開いた仏であり、本未有善の衆生を利益する時も、この凡身の姿そのままをもって教化します。これを本因妙の仏と言います。

故に、末法の本未有善の衆生を利益する能説の教主は、外用は上行菩薩の再誕、内証は久遠元初の御本仏として末法に御出現された凡夫即極の日蓮大聖人をおいてほかにいないのです。

これを『百六箇抄』に、

「今日蓮が修行は久遠名字の振る舞ひに介爾計りも違はざるなり」（御書 一六九五<sup>㊦</sup>）

と、久遠元初の本因下種の仏と大聖人は、その御振る舞いと名字凡夫の位において全く同じであり、同一の仏であることが明かされています。

さらに『本因妙抄』には、

「仏は熟脱の教主、某は下種の法主なり」（同 一六八〇<sup>㊦</sup>）

と、教主の相違をより明確に示されています。つまり脱益の教主とは、『寿量品』を説く久遠五百塵点劫の釈尊であり、下種の法主とは、久遠元初の本仏が衆生救済のため、末法に御出現された大聖人のことを言うのです。

## 所説の法体の相違

次に、法体の相違について、大聖人は『観心本尊抄』に、

「彼は脱、此は種なり。彼は一品二半、此は但<sup>ただ</sup>題目の五字なり」（同 六五六<sup>ぶ</sup>）と、在世脱益の法体は一品二半、末法下種益の法は題目の五字と明示されています。

つまり、熟脱の教主の説く法体は、本門文上の一品二半であり、これを文上脱益・理上の一念三千と言います。これに対して、下種の教主の法体は、『寿量品』の文底に秘沈された妙法蓮華経であり、これを文底下種・事の一念三千と言うのです。

このことを『開目抄』には、

「一念三千の法門は但法華経の本門寿量品の文の底に秘してしづめたまへり」（同 五二六<sup>ぶ</sup>）

と仰せです。

この文底下種の妙法こそ、一切衆生の成仏の本種子<sup>ほんしゆし</sup>、諸仏の能生<sup>のうしやう</sup>の根源なのです。文上脱益の法体は、本種子である妙法より生ずる法であるから、文底下種の妙法に劣り、末法救済の法とはならないのです。

## 衆生の機根の相違

さらに、化導される衆生の機根によって種脱の相違を明らかにすると、インド出現の釈尊の化導を受ける衆生は、本已有善と言って、久遠の昔に既に下種を受けており、脱益の教法をもって成仏<sup>と</sup>を遂げる機根です。

これに対して、末法の衆生は、本未有善と言って、未だ下種を受けていない衆生であり、順逆二縁の差別なく、久遠元初即末法の本仏によって、直ちに本因下種の化益<sup>けやく</sup>を受ける機根なのです。

## 本因下種の妙法は一切法の根源

これまで述べてきたように、釈尊の化導は、久遠元初の下種に始まり、法華経本門を脱益とし、さらに正像二千年をもってその化益を終えたのです。ですから、本未有善の衆生ばかりとなる末法にあっては、この脱益の釈尊の仏法は、何の利益もなさないものとなるのです。

そこで釈尊は、この衆生に新たに仏種を下し救済するため、法華経『神力品』で上行菩薩に『寿量品』の文底に秘沈された本因下種の妙法<sup>けつちやうふぞく</sup>を結要<sup>くづう</sup>付嘱し、末法の弘通<sup>たく</sup>を託したのです。その上行菩薩の再誕として、末法に御出現されたのが大聖人であり、その本地を明かせば、久遠元初の御本仏なのです。したがって、大聖人の説かれる妙法は、『寿量品』の文底に秘沈された久遠元初本因下種の妙法であることが判ります。

さらにこの妙法は、本来、久遠元初の<sup>じじゅうしんそく</sup>自受用身即末法の御本仏大聖人御所持の大法であり、もともと脱益の釈尊のものではありません。

脱益の法華経によって本已有善の衆生が得脱したといっても、そのための成仏の種子は、久遠元初において下種されたものですから、その根源となるのは、やはり本因下種の妙法と言えます。

つまり、大聖人こそ、根源の仏であり、その説かれる南無妙法蓮華経の大法こそが、一切法の根源であることを明かし、これ以外に、私たちが成仏する法はないことを教示されたのが種脱相対なのです。

他門日蓮宗各派は、不相伝の故に、あくまでも文上本果脱益の釈尊に執着し、この種脱相対の法門を理解することができません。大聖人門下を自称すれども、自らその資格を失っているのが現実の姿です。

唯一、日蓮正宗にのみ、大聖人の真実の教えが伝わっていることを、改めて確認していくことが大事です。